

平成25年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成25年6月20日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 7 議案第35号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 8 議案第36号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
日程第 9 議案第37号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第11 議案第39号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第12 発議第 6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書
日程第13 各委員会閉会中の所管事務調査の件
日程第14 議員派遣の件

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	松 原 臣 君
	1番	湊 屋 稔 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	高 村 和 史 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	鹿 又 政 義 君		8番	佐 藤 晶 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君

教育委員長	石川 勝 君	企画振興課長	久保田 誠 君
総務課長	太田 洋二 君	税務財政課長	高橋 力也 君
税務財政課参事	櫻井 房雄 君	環境生活課長	五十嵐 勝彦 君
保健福祉課長	対馬 憲仁 君	保健福祉課長補佐	洲崎 久代 君
地域包括支援センター課長	斉藤 健治 君	水産商工観光課長	川端 達也 君
水産商工観光課長補佐	堺 昇司 君	水産商工観光課長補佐	田澤 道広 君
建設水道課長	北澤 正志 君	学務課長	中田 靖 君
社会教育課長	石田 順一 君	会計管理者	野理 幸文 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤 哲也 君 次 長 丸山 晃 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成25年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月5日、札幌市において開催されました第64回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。本日、第2回定例町議会を開催いたしましたところ、議員皆様には、時節柄何かと御多用のところ、全員の御出席をいただき、この後提出いたします議案等の御審議をいただきますことに、お礼を申し上げる次第でございます。

さて、先日の知床開きに際しましては、大変多くの皆様の御協力をいただき、無事終了することができました。議員皆様にも、それぞれの役割の中で参加していただき、また御協力いただきましたことに感謝申し上げる次第でございます。

お許しをいただきましたので、2件、行政報告をさせていただきます。

1件目は、知床らうす国民健康保険診療所の指定管理者制度導入1年経過についてであります。知床らうす国民健康保険診療所は、昨年7月から指定管理者制度を導入し、社会医療法人孝仁会による運営が始まり、間もなく1年を経過しようとしております。その間、24時間救急の受け入れ、常勤医師の複数化、入院病棟の再開、透析治療も順次開始され、加えて、通所リハビリの提供も行われているなど、診療所の運営につきましては順調に推移しているところであります。

そのような中、孝仁会の齋藤理事長からは、羅臼町の指定管理者として地域医療を担い1周年を迎えることを記念し、町民の皆様には医療の知識を深めていただく機会を設けるとともに、健康増進を図る一助になることを目的に、講演会の開催につきまして御提案をいただき、このたび、孝仁会と羅臼町との共催により地域医療講演会を、来る7月5日に開催することといたしました。つきましては、住民の健康づくりや持続可能な地域医療を維持するためにも、こうした機会を有効に活用していただきたく、一人でも多くの皆様方に御参加いただきたいと思います。

なお、今後も、診療所の運営につきましては、医療と保健と福祉、介護が連携した地域包括ケアの推進を図るとともに、指定管理者の社会医療法人孝仁会には、町民の安心安全を守っていくため、その思いを共有しながら支援してまいりたいと考えております。

2件目は、6月18日現在の鮮魚取扱高の状況でございますけれども、既にお手元に配付してございますが、お目通しいただきたいと思っておりますけれども、総体的には、昨年同期と比べまして、数量では昨年よりも10.6%上回っております。また、金額におきましても10.4%、それぞれ上回っているところでありますが、特に昨年は不漁であったホッケ漁が、かなりの増額、あるいは、スケソウ、ウニ等において、それぞれ増額になっているところでございます。今後における漁獲量の増と、安全操業を期待しているとこ

ろでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づき、北方領土返還について、中学校の建てかえ計画について、2点質問をいたします。

まず、北方領土返還についてですが、戦後、旧ソ連に北方領土を不法占拠され、68年の歳月が経過しております。終戦当時、北方領土には1万7,291人の方々が居住されており、その半数の方々は命からがら自力で脱出し、それ以外の方々は、サハリンで抑留生活を終えた後、我が国に送還されました。

平成25年、ことしの3月31日の時点ですが、北方領土の元居住者数は全国で7,105人、平均年齢は79.4歳でございます。これまで、1万人を超える元居住者の方々が亡くなられております。本町には、昭和35年5月の時点で82世帯、476人の方々がいらっしゃいました。ことしの3月31日の時点で、131人の方々が本町に居住されております。既に、345人の方々が亡くなられております。本町にお住まいの方々もまた御高齢になられており、一日も早く北方領土の返還が望まれるところであります。

さて、前政権下では、ロシア大統領、ロシアの高官が相次いで北方領土に上陸し、北方領土の基盤整備に多額の予算を計上するなどニュースが伝えられ、北方領土の解決が一気に遠のいた感じに思いました。

ところが、昨年5月、プーチン政権になり、本年2月になって森元首相が特使としてロシアを訪問し、4月に安倍首相がロシアを訪問することによって、北方領土問題の交渉を次官級で協議を行うことを両国で合意しました。つまり、北方領土問題の交渉を再スタートできたことにより、元島民の方々を初め、本町町民にとっても安堵感と期待が高まるところであります。

加えて、今月6月1日、2日と、自民党の領土に関する特命委員会、額賀委員長を初め、自民党衆議院議員の方々10名が根室市と本町を訪れ、北方領土研修会を行い、元島民の方々、漁業関係者との懇談を行いました。6月2日の本町で行った研修会には私も傍聴させていただき、元島民の方々の声、委員会の方々の意見などを聞かせていただきました。額賀委員長は、領土問題解決のためにも、この地域の発展は重要であるとお話をされていたことが印象的でありました。残念だったのは、当日、あいにくの天気で、晴れていれば間近に見えるはずの国後島が、見えなかったことであります。自民党領土問題特命

委員会の方々は、これからも再度来町され、研修会、懇談を持たれるとのことでありまして、一日も早い領土問題の解決を願う我々には心強いことでございます。

そこで、今回の安倍首相のロシア訪問において、北方領土問題交渉の両国の合意により、領土問題が前進するのではないかと期待しますが、町長はどのような印象をお持ちになられたのか伺います。また、町としてこれまでどのような北方領土返還運動を行ってきたのか、その効果についてどのように評価されているのか。

ビザなし渡航が1992年から始まり、本町で、ビザなし渡航第1号となられた町長自身、ビザなし交流の役割と効果についてどのようにお考えかお聞きいたします。隣接地域のビザなし渡航の枠組みについては、訪問の対象者が限られていることから、元島民及びその子孫、配偶者以外の町民の参加が少数に限られております。隣接地域のビザなし渡航の枠組みをふやしてもらうことによって、より活発な民間交流にもつながり、北方領土返還にも寄与するのではないかと考えますので、ぜひ、国や関係機関に、隣接地域である本町町民のビザなし渡航の枠組みの拡大の要望をさらに推し進めるべきと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

北方領土教育について、教育長にお尋ねします。

本町の学校における北方領土教育の学習時間、子どもたちの認識度についてどのようにお考えか。また、子どもたちの北方領土に対する認識度、関心を深めるためのお考えをお聞きいたします。

2点目は、中学校の建てかえ計画についてお尋ねいたします。

私は、昨年の6月定例議会において同様の質問をいたしました。本町には羅臼中学校と春松中学校の2校ですが、どちらの校舎も40年以上経過し、かなりの老朽化が進んでおります。子どもたちの学びやとしての学習環境が良好とはいえないものであり、一日も早く改築すべきとの質問であったと思います。昨年、町長は、教育委員会から町立中学校改築に係る意見書の提出を受け、役場内で検討し、意見集約した後、さらに教育委員会と懇談会を経て、本年5月に、我々議員に対し、中学校適正配置計画の経過、町内学校の児童生徒数の推移とともに町長のお考えをお示しいただきました。改めて、本議会で、中学校の建てかえ計画について最終的に1校とした理由、設置場所も含めてですが、計画の概要、計画を町民にどのように周知させるのかをお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員から、2件の御質問をいただきました。

1点目の北方領土返還について、5点の質問であります。5点目については教育長へのお尋ねでありますので、私からは4点について御答弁申し上げます。

1点目の、安倍首相のロシア訪問での交渉の印象についてであります。安倍首相が日本の総理として10年ぶりとなる公式訪問を実現したことに、今後においても大きな期待をしているところであります。プーチン大統領との会談で、北方領土問題について双方に受

け入れ可能な解決策を作成する交渉を加速させるとし、日露パートナーシップの発展に関する共同声明を採択したことは、日本とロシアの具体的なあり方を示す大変有意義な交渉であったのではないかと考えております。今回の総理の訪問は、日露の関係に新たな弾みと長期的方向性を与えるものであり、今後の返還運動に大きな期待をしているところであります。

2点目の、当町における返還運動の評価と今後の効果的な返還運動についてのお尋ねであります。当町における返還運動は、ビザなし交流の受け入れ及び訪問事業への参加、北方領土学習を主体とした学習旅行や、全国の北方領土返還要求運動都道府県民会議の受け入れにおける元島民の語り部、国後展望塔の管理運営、返還運動強調月間や各種イベント等における署名活動、2月7日の北方領土の日の返還祈願事業、町内各学校での元島民の語り部授業、北方領土返還運動に関するまちづくり基金の創設など、各種事業を展開し、隣接地域としてさまざまな発信をしており、啓発活動の拡大につながっているものと考えております。そのような中、今後の活動のあり方として、次世代への運動の継承が大きな課題であると考えており、元島民二世、三世への北方領土問題の意識の醸成と次代を担う人材の育成のためにも、学校教育、社会教育における北方領土問題等に関する学習の充実、振興が重要であると考えております。

3点目は、ビザなし交流の役割と効果についてであります。ビザなし交流は、平成4年から、日本国民と四島在住ロシア人との交流を通じて相互理解と有効を深め、北方領土問題の解決を目的に、訪問事業と受入事業が行われております。平成4年から始まったビザなし交流は、これまで全国で約1万9,000人の人たちが交流をしまりました。ビザなし交流が始まるまでには、四島在住ロシア人は北方領土問題に関する知識が薄く、お互いの気持ちや考え方を理解できていなかったところがあったと思います。しかしながら、ビザなし交流を通して実際に会って率直な対話の中から、日常の生活の様子や文化などを知ることができ、相互の理解が深まってきていると認識しており、友好的な雰囲気の中で交流が積み重ねられていることにより、北方領土問題の解決に向け、環境づくりの一環として重要な役割を果たしているものと考えております。

4点目は、ビザなしの枠組みの拡大についての国や関係機関への要望についてであります。従来より、ビザなし交流の参加者は元島民や返還運動関係者、学術、文化等の各分野の専門家等に限られておりましたが、事業開始から20年が経過した中で、関係団体から見直しの意見が多く出されており、当町においても、関係組織のあり方や、参加者の募集方法、枠の拡大について要望してきたところであります。現在、国や関係機関では、平成24年度から「えとぴりか」の就航が開始されたこともあり、事業のあり方について検討しており、交流事業における年度事業の目標設定や実施体制、幅広い参加を促すための組織体制の一元化や、参加枠の見直しを進めているところであります。実施可能な改善点は、平成25年度の事業から検討を始め、おおむね3年をめどに全般的な見直しをすることで計画されているところであります。

5点目の北方領土教育の御質問につきましては、教育長より答弁をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、2件目の中学校の建てかえ計画について、3点の御質問であります。

1点目の、中学校を1校とした理由について、場所の選定も含めて考え方をということではありますが、小中学校の適正配置に関しては、平成16年に、市町村合併をしない場合を想定して策定した羅臼町自立シミュレーション、さらに、市町村合併を断念した平成17年度策定の自立プラン、自立のまちづくりを目指しての中で、小学校2校、中学校1校とし、早期に整備計画を策定し、適正規模の学校配置を進めることを示し、平成18年に、羅臼町小・中学校適正配置計画を策定いたしました。これを受けて、平成20年から22年にかけて、知円別小中学校、植別小中学校、飛仁帯小学校を閉校し、小学校が春松小学校と羅臼小学校の2校化となった段階で、次に残る中学校の改築に向けて、改めて、この時点における適正配置計画の検証が必要と考え、平成22年から24年度にかけて、校長会や保護者による中学校適正配置計画再検討委員会において検討していただき、昨年5月、教育委員会から中学校改築に係る意見書の提出を受けたところであります。さらに、これらの意見、提案の具現化に向け、昨年7月、庁舎内検討委員会を設置し、適正配置、費用等の検討を進めてきたところであります。同年11月に、その検討委員会から中学校改築に関する意見書が町長に提出されたところであります。昨年度の行政執行方針の中で、中学校改築について平成27年度をめどに方向性を示すとしておりましたが、御承知のとおり、現中学校については、近年、目に見えて老朽化が著しく、劣悪な環境であることから、一刻も早く快適な学習環境を整備する必要があるとの思いに至り、中学校建設に関する私の考えを示す時期を早めさせていただいた次第であります。

御質問の、中学校1校化の理由ということではありますが、将来的な生徒数の減少が見込まれている中にありまして、生徒への教育的効果や今後の学校運営に係る効果、効率性を考慮したことが大きな理由であります。また、建設予定場所を現羅臼中学校敷地内として示めさせていただいた理由は、土地の有効利用の観点から、また、新校舎には町の防災施設としての機能も持たせたいという考えもあり、高台地区に建設するという判断に至ったものであります。

2点目の計画の概要、3点目の、町民に対する周知については、あわせて御答弁させていただきます。具体的な計画内容は、まだ白紙状態ではありますが、ただ、建設に関する考え方として、次の6点を示めさせていただきました。

1点目は、現存の、現在ある二つの中学校は廃校とし、新たな中学校1校を建設すること。2点目は、本年12月末までに町民合意を得る作業を進めること。3点目として、平成26年度から29年度に建設を計画したいこと。4点目は、財源は総事業費を15億円と想定し、その2分の1は基金で確保すること。5点目として、防災機能を備えた施設整備としたいこと。6点目として、場所は現羅臼中学校敷地内としたいこととあります。

先般、庁舎内に職員による建設委員会を設置したところであり、今後、作業スケジュール

ルを初め、基本となる建設構想や具体的な建設計画の策定のほか、新中学校開校に向け、必要なさまざまな作業等について検討してまいりたいと考えております。その作業のプロセスにおいては、生徒や保護者、教職員はもちろん、各般からの御意見、御提言等もいただきながら、この大事業を進めてまいりたいと考えております。そのようなことから、まずは町民の合意形成に向けて、この6月26日、6月27日の両日、学校区ごとに説明会を予定しております。また、教育情報紙にも今回お示しさせていただいた内容を掲載し、広く住民の皆様に周知することとしておりますし、町内会から等の要請に応じて説明会、懇談会を開催してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 北方領土に関する1件目の、5点目の御質問にお答えいたします。

本町の学校における北方領土教育についての御質問でございます。子どもたちの北方領土に関する学習時間につきましては、小学校では、社会科や総合的な学習の時間の中で約40時間程度にわたって学習を行っております。中学校においても、社会科の地理や歴史、公民の学習の中で、10時間程度、北方領土に関する学習を行っております。また、学習の内容につきましては、小学校では、発達段階に応じて、北方領土における自然や生き物、島の名前や位置、当時の島民の暮らしや産業、これらにつきまして学ぶほか、高学年では資料を使って、北方領土について考えたことを紹介したり、北方領土問題の解決方法を考えたりする授業が行われており、中学校では、日露の国境線の歴史や条約、主権国家などの分野で、歴史的な背景の中でソ連に占領され、現在はロシアに引き継がれていること、日本に返還するための交渉が行われていることなどの学習をしています。

子どもたちの認識度についてであります。学校では、北方領土に関する学習環境を充実するために、校舎に北方領土コーナーを設置し、学校生活の中で日本固有の領土として北方領土を身近に位置づける活動や、授業において語り部として北方領土返還運動に向けて活動されている地元の方を外部講師として招いたり、北方少年少女塾に参加するなどしながら、学習効果を高める取り組みを行っております。また、中学校におきましても、北方領土弁論大会やビザなし渡航、少年少女交流などへの参加を通じて、多くの生徒が理解を深めているものと考えています。

今後、子どもたちの認識度、関心を深めるための考え方についてであります。教職員の中にも元島民二世の先生がおり、このたびのビザなし交流で国後島を訪問されておりますので、現地の様子を子どもたちに話していただいたり、北方領土学習に関する管内の指導的立場の教員が着任されておりますので、歴史的経過をしっかりと受け継いでいくために、これまでの活動の積み重ねに加え、発達段階に配慮しながら、新たな広がりにつながる学習資料として副読本の改訂版の作成にも着手しておりますので、これらも活用しながら、北方領土をもっと身近に感じ、正しい理解と関心が高まる取り組みを推進してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ありがとうございます。北方領土返還について再質問をいたします。

町長が言われるように、安倍首相がロシアを訪問して、日露パートナーシップと同時に返還問題に対して一歩進んだということは大いに期待を持てるということをおっしゃっていきまして、私も本当に、今後、北方領土返還に向けて一歩一歩進んでいくことを期待する者の一人でございます。

この4月に安倍首相がロシアを訪問したことによって、日露で合意したことは、先日、6月17日に北アイルランドで行われたG8のサミットで、そのときの日露首脳会議で確認されたということが報道されております。ことしの秋には、ロシアのラブロフ外相が日本に来る予定、加えて、次官級協議も進めることも合意したと報じられております。これを受けて、きのうの道新ですけれども、根室の長谷川市長もコメントを寄せておりまして、領土問題の再スタートとして評価できると。今後の次官級協議や外相会談で、次の首相会談につながるような具体的な議論が進むことに強く期待するとのコメントが掲載されました。全く私も同感でありまして、これからが返還に向けて正念場になるのではないかなというふうに思います。政府は、我が国が一環して主張しています北方四島の帰属の問題を解決してから平和条約を締結するという基本的方針に基づいて、強い意志でロシアと交渉を行っていくとしております。また、2月に森元首相がロシア訪問の前後に、返還に向けてさまざまな論議が報道されました。歯舞群島、色丹と二島先行返還論とか、プーチン大統領が引き分けと言ったことから、北方領土の総面積を半分ずつ分ける、あるいは、国後と択捉の間で線を引く、また、ロシアのシンクタンクが、歯舞、色丹の二島の主権を日本に引き渡す、両国は四島を特別経済地域として共同管理下に置き、50年後に択捉、国後の主権を日本に引き渡すなど、最近、報道でさまざまな意見が取り上げられております。いずれにしても、我々は、政府を信頼して今後の北方領土の返還の進展に対して期待したいと思っております。そのためにも、隣接地域であります本町も、少しでも北方領土返還の後押しができればいいのではないかなというふうに思いました。

それで、どのような返還運動が効果的かということですが、町長答弁いただいて、さまざまな、いろいろ、今、活動をやっている、それぞれ効果があるのだと思いますけれども、町長言われるように、次世代の運動が重要だと。元島民二世、三世の意識改革が、意識を醸成するということも重要だと思っております。私もまさにそのとおりだというふうなことで思っております。そのためには、6月2日に国後展望塔で行われました、自民党の議員団による北方領土研修、町長も当然御出席されておりましたので、そのときに、元島民の方で語り部をやっている方が、本町に修学旅行で来ている生徒たちに語り部をやっております、それをやっているのですけれども、一向に子どもたちが関心を持つ

ていないと、それで、本州の学校では、北方領土問題の授業時間、どのぐらいやっているのというふうに聞いたらしいのですね。そうしたら、数分で終わりだと言っておりました、余りにも少ない時間だなというふうにおっしゃっておりました。

教育長のお答えは、本町で、小学校は40時間、中学校は10時間やって、副読本もつくってやっている、認識度は、ほとんど100%だというふうに御答弁いただきまして、まさに、我が町の学校は、北方領土学習については全国の模範になるほどの学習を行っていると思いますので、これはやっぱり文部科学省にさらに強く働きかけをして、全国の学校で北方領土問題の学習に時間をかけて、子どもたちに認識度を深めてもらうようお願いすべきだと思います。それで、北方領土問題を認識してもらって返還の後押しをしてもらうということが、もちろん、本町はこれだけやっているわけですから、全国にも、子どもたちにも知ってもらいたいということが、隣接地として私は願っているところでありますので、全国の子どもたちに、もっと北方領土問題を認識してもらうために、文科省に強く働きかけをしてもらうということについては、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 前段いろいろお話ありましたけれども、今まさに政府等において、あるいは議員外交においても、ロシアとのいろいろな会談等が頻繁に行われるという状況になってきているということについて、きょうも既に、現在、松山外務副大臣がロシアを訪問し、そして会談をするということも報道されているところでもございますし、今後、外交交渉を支える活動を我々としても展開していかなければならないというふうに思っているところであります。

最後の、文部科学省の教科書の問題なのですけれども、これについては以前から、教科書にこの記述をしてほしいということは随分、町長としても、あるいは、いろいろな団体の取り組みの中でもしてきたところでありますけれども、今後も、そのページというか、行数が少しでも多くなるようにしていただきたいものだというふうに思っております。できれば北方領土問題、とかく北海道の中における教科書の部分についてと、あるいは、本州における教科書の部分と、私自身、どれだけ、どのような記述がどう変わっているのか、定かに承知しておりませんが、できれば、国の問題、国土の問題、国の主権の問題であるとするならば、これは日本全体の統一した形の北方領土の教育であってほしいなど願っているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 私も町長と同じでして、今までやられているというのは重々承知しているのですけれども、さらに強力に関係機関の、国とかですね、関係機関のほうに働きかけを行っていただきたいと思いますというふうに思っております。

国後展望塔で行われました北方領土の研修会の場で、もう1点、重要な、元島民の方か

ら、すばらしい提案が私にはあったと思っております。それは、日露の子どもたちがともに学べる学校を国後につくってはどうかという提案でございました。出席していました外務省の職員から、現段階では不可能だというふうに回答がありましたけれども、私は、建物は難しいとしても、子どもたちが相互に交流を持つことは可能ではないかなというふうに思います。今まで北対協などで、全国の青少年の交流をやっていますけれども、私は特に、隣接地域であります本町の子どもたちと北方領土の子どもたちとの交流を、もっと人数、期間も、あるいは回数も含めて拡大して交流すべきだと思います。ビザなし渡航の枠組みの拡大を図るよう国や関係機関に要望することが、地元との交流、あるいは地元での交流を活発にして、特に子どもたちのビザなし渡航、ビザなし交流の拡大については、今後の北方領土返還に対しても、より強くお互いに関心を持ってもらうことが返還に寄与することになるのではないかと思います。

先ほどの北方領土問題の学習についても、ビザなし交流についても、地域として、町長も要望しているようですけれども、さらに強くこれを拡大するように、先ほど、町長の答弁で、25年に見直しをしている最中だというふうにお答えいただきましたので、今ちょうどいい機会でもありますし、さらに強く要望していただきたいというふうに思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） これまでも、既に20年経過した中で、その都度いろいろな団体から、あるいは、元島民も含めて、いろいろな、このビザなしのあり方について意見等も、要望等もあったところでありまして、これを踏まえて、25年から3年計画で、今、根本的な見直しということを行っているところでありまして、特に運動関係者の参加であるとかを中心としながら、特に今、先ほど私が答弁した中にあった二世帯、三世帯ということが少しでも参加できるようにということも、私のほうとしても提案をしているところでありまして、今そのことも含めて見直しが行われている状況でありますから、今後は、その推移を見ながら、その節目の段階で、さらにまた私のほうからも要望してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） いずれにしても、これからやっぱり子どもたち、若い世代に北方領土の認識を深めてもらうためには、ビザなし交流とか学習ですね、本町ではやっているのですけれども、北方領土問題についての学習を国に強く働きかけをして、隣接地から北方領土返還に寄与できるように、やっぱり後押ししていかなければならないなと思いますので、その辺、町長によろしく願いいたします。

次に、中学校建てかえ計画について再質問いたします。現在、春松と羅臼と2校ですけれども、先ほど町長答弁されました、1校に決めたということの大きな問題は、やっぱり老朽化、校舎がもう40年もたっています。40年以上たっていますから、我々も視察しましたけれども、もうぼろぼろの状態、本当にはっきり言って、子どもたちにこういう

ところで学習してもらおうということが、ちょっと余にもいい状態ではないというふうに判断、私もそう思っております。

この建てかえ計画は総合計画にも載っているのですが、子どもたちの生徒数のこれからの推移を見ますと、平成27年に1校とした場合を考えても、10年後にはもう本当に両方合わせても、1年生が2クラスですか、あと、2年生、3年生は1クラスずつでいいと、それから3年たちますと、完全にもう中学校1年生、2年生、3年生、1クラスずつで足りていくということになりますから、これはもう本当にいろいろ考えると、1校にならざるを得ないのかなというふうに私も考えます。

なぜ、羅臼中学校の敷地内かということをお先ほど町長も言われましたけれども、羅臼は狭い土地ですから、なかなか候補地が、選定が難しいということもありますので、今のあつる羅臼中学校を有効利用していかうと、おまけに防災機能もそこに持たせてやるというのがすごくリーズナブルなお考えだというふうに思います。

そういうことで、私はいい判断ではないかなというふうに思っております。それを町民にどういうふうに知らせるかということをお聞きしたのですけれども、もう既に26、27日に、地域の住民との意見交換、説明会、懇談会をやるというスケジュール、予定組まれておりますので、それに力を入れていただいて、いろいろ意見を聞いていただきたいというふうに私は思っております。これで、2校廃校にして新たに1校にするということは、今まで、昭和22年から、春松中学校、羅臼中学校が始まった歴史がある学校ですから、その辺の歴史的なものをどのように保存できるかということをお町長にお聞きしたいと思っておりますけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最後の部分につきましては、校舎の中にスペース的にできれば、春松中学校、羅臼中学校のそれぞれの歴史のある、形のあるもの、それを保存してまいりたいと、そして、この中学校に来たときに、自分たちの学んだそういうものが残っているという状況をつくれればいいなというふうに思っているところでもあります。

それと、2校廃校にして1校にする、新しい学校を1校つくるということについては、春松の中学校でもなく、羅臼の中学校でもなくという話になってまいるということでありますから、自分たちの母校としてのそういう名称も含めてなくなるわけで、その辺のことについては、本当に寂しさもあるというふうに思いますけれども、ここは新たな学校を1校つくるという部分で、いろいろな、校歌あるいは校章も含め、新たな気持ちでというようなことでも、精神的なことも含めながら、そういう思いも取り込めるような校舎を建設してまいりたいと、していければなというふうに今現段階では考えているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） わかりました。ぜひ、そこを大事にしていきたいなというふうに思います。子どもたちの学ぶ環境というものをですね、我々も責任あるわけですか

ら、良好な環境を与えて早く提供できる、町長先ほど一刻も早くというふうにおっしゃいましたので、一日も早く、計画を前倒ししてでも建設していただきたいと思いますので、この計画を推進していただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 一刻も早く、一日も早くという思いは、私も十分その思いでおります。したがって、今後、住民の理解を一日でも早く得られるとするならば、それだけ早くいろいろな計画が進めていけるということでございますので、その点も含めて、教育委員会にして住民合意を得られるようお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） これで、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島讓二君の一般質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで休憩します。11時5分再開します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番坂本志郎君に許します。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。質問テーマは、介護保険制度に関して2点、低所得の介護認定者の対応に関して2点、羅臼町の経済産業政策、そして、大型客船につぼん丸の羅臼への入港について、町長の考えをお伺いします。

初めに、介護保険制度についてですが、私は、社会保障として高齢者が安心して必要な介護サービスが受けられることが、この保険制度の趣旨であると理解をするものです。しかし、一方で、介護保険事業の費用を賄うための介護保険料、利用料の負担が重くのしかかっています。羅臼町の保険料滞納の実態と減免制度利用状況を、近隣3町の状況と比較してお答えください。

次に、厚生労働省は、介護保険制度における体の不自由さや認知症の程度が比較的軽い要支援者の福祉サービスを、介護保険制度から切り離して市町村の事業として肩がわりさせられるかどうか、さらに、利用料を引き上げるなど検討しているとの報道があります。この要支援者の切り離しは、軽度者の切り捨てにつながりかねないのではと私は考えますが、この点について町長の考えをお伺いします。

次に、低所得の介護認定者の生活の受け皿に関してですが、当町は、第1号保険者、65歳以上の方の介護保険料は、所得に応じて現行8段階に区分されていますが、その対象総数と年間所得80万円以下の人数、割合をお答えください。あわせて、この年間所得80万円以下の方で、日常生活にケアが必要な要支援、要介護の受け皿としての羅臼町にお

ける施設整備の状況についてお答えください。

次に、早いテンポで進行する人口減少の中で、羅臼町が考えていかなければならない戦略とは何か。地方自治法第1条の2、地方公共団体の役割の中で、そもそも自治体にとっての雇用、産業政策はどういう関係にあるのか、また、当町には産業活性化推進を担当する企画振興課もありますが、現在、具体的実行計画はあるのか、お伺いします。

最後に、羅臼港に大型客船が寄港し、羅臼町に一定時間上陸、滞在するとの情報を得ていますが、これに関して、日程、滞在時間、町としての受入計画についてお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員より、4件の御質問をいただきました。1件目は、介護保険制度の運用に関して2点の御質問であります。

まず1点目の、羅臼町の保険料滞納の実態と減免制度の活用状況についての御質問であります。近隣3町の実態も含めてということでございますので、最初に当町からお答えいたしますが、滞納額につきましては、全て、23年度決算額、減免制度の実績は平成24年度であります。当町の滞納額は773万2,700円となっております。減免制度の活用実績はございません。次に中標津町ですが、滞納額については796万6,400円、減免制度の実績はございません。次に、別海町の滞納額は295万1,000円、減免制度の実績はございません。標津町の滞納額は195万5,860円、減免制度の実績は7件となっております。

続きまして、2点目は、厚生労働省は、要支援者、いわゆる軽度者を保険給付の対象から外す、利用料を引き上げるなど検討しているが、この要支援の切り離しは軽度者切り捨てにつながりかねないと考えるが、町長の考え方を伺いするとの御質問であります。厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会の開催により、介護保険制度の見直しに向けた検討をしており、秋ころまでに取りまとめる予定で進められているものと認識しております。今後、具体的な内容が示されることとなりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の介護認定者のうち、低所得者の老後の受け皿に関して2点の御質問であります。

1点目の、65歳以上の介護保険料額は、年収に応じて、現行8段階に区分されておりますが、その対象総数と年収80万円以下の人数、割合についての御質問であります。対象総数につきましては、1,398人。年収80万円以下の人数は753人で、率で53.9%でございます。

2点目の、年収80万円以下の低所得者で、日常生活にケアが必要な要支援、要介護者の受け皿、住居としての施設整備の状況についての御質問であります。当町では、居宅対応における介護保険サービス適用の施設としては、グループホーム、小規模特養と適用外施設としてサービス付高齢者住宅がございますが、年収80万円以下の低所得者が入居で

きる施設となると、現段階では小規模特養が該当いたします。しかしながら、現在15名の待機者がいることから、すぐに入居可能とはいかない状況でございます。以前にもお話しいたしました但、民設民営による介護施設がそれぞれ整備されましたが、決して充足されたとは思っておりません。議員御指摘のとおり、特に施設整備は必要と思われませんが、介護従事者及び財源確保の問題など、早急に解消できない課題もあることから、現在提供している各種在宅サービスなどによる対応を図りながら、できるだけ住みなれた地域で安心して生活ができるよう地域包括ケアを推進してまいります。

3件目の、自治体、羅臼町にとって、雇用、経済産業政策、どういう関係にあるのかという御質問であります。具体的計画、実行計画はあるのかとの御質問であります。雇用情勢と経済状況は密接な関係にあり、世界的な不況の中で労働者の失業が社会的問題となっており、依然として先行きが見通せない状況にあります。当町における経済産業におきましては、第1には、基幹産業であります漁業となりますが、昨年も100億円以上の水揚げを維持しておりますが、ホッケやスケソウ等の主要魚種の減少、秋サケ漁の不振、昆布価格の下落等で、漁業者にとっては非常に厳しく、年間を通して安定した雇用に結びつかない状況が続いております。このことから、羅臼町産業活性化プランに基づき、羅臼漁業協同組合や羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会及び関係団体と連携を図りながら、地場資源の維持、増大や、未利用沿岸資源の開発、高付加価値化等を積極的に支援し、漁業における雇用の場の拡充を図っていく必要があると感じております。

雇用政策につきましては、一般的に国の行政として考えられてきましたが、地方分権一括法や改正雇用対策法などにより、地方自治体は地域の実情に応じた雇用施策を実施する努力義務を負うこととなり、それぞれの自治体で地域の実情に応じた独自の雇用政策の体系化に向けた取り組みが行われております。国も経済危機に伴う雇用対策として、地域提案型雇用創造促進事業や緊急雇用創出推進事業など、各種の雇用対策事業を実施しているところであり、町としても関係機関と連携を図り、緊急雇用創出事業補助金などを活用しながら、雇用機会の拡充や地域産業の振興に努めております。

季節労働者対策につきましても、平成19年に管内4町の経済団体や労働団体等で根室管内4町通年雇用促進協議会が設立され、当町も加入しております。協議会では、国からの委託を受けて実施する雇用促進に係る事業や、就職促進に係る各種事業のほか、協議会が単独で実施する研修事業、資格取得支援事業などを実施し、季節労働者の技術向上や事業主に対する意欲喚起を図りながら、通年雇用に係る取り組みを行っております。

また、町の第6期総合計画では、雇用対策の促進として、産業構造の多様化による雇用創出や労働者対策の充実が掲げられており、具体的な推進事項に観光産業の推進及び水産業と観光産業の連携、各関係機関との連携による安定した雇用の充実、高齢者への雇用の場の提供等があり、この推進事項を目標に各種事業の実施を推進しているところであります。

4件目の、にっぽん丸の羅臼港入港の日程、滞在及び町としての迎え入れ計画について

の御質問であります。にっぽん丸は羅臼漁港沖に停船する予定で準備を進めており、日程につきましては、8月29日木曜日、9月1日日曜日、同9月4日水曜日の3回であります。いずれも、午前9時から午後2時30分までの滞在となっております。受入内容につきましては、上陸後のオプションツアーとして、クジラクルーズや、漁業と触れ合う旅など、4本程度を実施することで検討されているところであります。オプションツアーに参加されないフリーの方もおりますので、それらの方々に対する観光施設や飲食店等のPRなど、具体的な受入内容につきましては、羅臼漁業協同組合、羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会と検討しながら進める予定であります。大型客船が根室海峡に入ってくるのは初めてのことであり、乗員乗客の方々が上陸していただくと町内の経済効果にもつながりますので、来年度以降も羅臼に来ていただけるよう受入体制を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問をいたします。

最初に、にっぽん丸の寄港日程と受入計画についてお答えがありました。3回、9時から2時半ですから、5時間くらいかな、滞在時間ですね。計画については、オプションツアー等の企画があって、商工会、観光協会、組合等々、検討しながら進めていくと、こういうことでした。私に入っている情報なのですが、乗客で約300名くらいだと。それで乗組員が200名くらい、正しいかどうか、私はそんなふうに聞いていましたが、この方たちが3日間にわたって約5時間、羅臼町内に滞在するということになると、この港のにぎわいと、町内への経済波及効果が大きく期待をされる。その意味では、実際にいらっしゃったその乗客及び乗組員の方々にどう満足をしていただくか。さらなる客船の寄港につなげるための歓迎イベントであるとか、あるいは地域の人々のおもてなしのイベントが実施されるように期待をしているところです。

大型客船が寄港したときに、6,000人弱のまちで、どういうイベントが企画できたり、できるのかなということで、ちょっと私もわからないのですが、一般的に小樽なんかでやっている事例なんか見ますと、入港時の歓迎イベントですとか体験イベント、それから、にぎわい交流イベント、物産店、町民交流イベントなどなどがあるようです。町長からお話ありましたが、羅臼町にとっては初めての試みだということで、御苦労は、関係団体、あろうと思いますが、私は町内の団体に、観光協会だとか商工会とかということに任せ切るのではなくて、町がやはり主体です。これだけの方たちが入るわけですから、計画、立案、そして実施するということが求められるのではないかなというふうに思います。

そのときに最も基本になるのは、まち全体でのおもてなしの気持ちを、いらっしゃった皆さんにお伝えする、このことが最も重要だというふうに考えています。その意味では、住民周知の問題、それから、先ほどオプションツアーという話もありましたけれども、

周遊するとき、バスの問題が出ます。それから、全部が全部、このバスで動くわけではありせんから、徒歩で周遊すると思うのですね、港からですね。そのためには、本当にわかりやすい地図であるとか、あるいはトイレ等の場所ですね。それから、せっかく来ていただいた方、5時間半とはいえ、わずか5時間半ですから、観光パンフレットあるいは海産物のパンフレット等一つのものにまとめて、こういったものを乗組員の方も含めてお客さんに手渡す、あるいは、試食用の昆布なんかもありますので、そういうようなことをぜひ検討していただければと。初めての試みですから、いろいろ、大雨降ったり風吹いたり、いろいろなことがあるかもしれませんが、ぜひ成功裏に終了することを期待をして、次に移ります。

次に、介護保険料の滞納実態についてお答えがありました。平成23年度、別海町が295万円、中標津町796万円、標津町195万円、羅臼町773万円ということです。私、平成20年から22年まで、3年間をちょっと別な資料で調べたのですが、若干ふえているように思います。平成22年度の段階では、別海町で152万円、平成23年度295万円、ちょっとふえているかなと。ほかのところも若干ふえております。この平成22年度の実績で見ますと、実績数値上、羅臼町の滞納額は、別海町、標津町の約4倍くらいですね。23年度でも、標津町は195万円で、羅臼町773万円ですから、4倍になっております。滞納が多いのはよくないわけですから、この滞納の理由と対策についてお答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 我が町の滞納額の主な理由ですけれども、これは、一般徴収の方、基本的に言いますと、特徴で年金で徴収されていない方ございまして、この方々が基本的には多いのでございまして、基本的に低所得ということもありまして、なかなか徴収率を上げるには至っていないのが状況でございます。24年度につきましては、またそういうこともありまして、税務と一体となりまして徴収のほうに力を入れまして、24年度につきましては、徴収率を羅臼町では76.9%と、現年度分の徴収率を上げているところでございます。また、今までは不納欠損を行っておりませんでした、亡くなった方が、もう絶対取れないという方を、不納欠損も24年度初めて起こしておりますので、今後につきましても、滞納につきましては十分留意しながら、また税務と一体となって行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 要するに、普通徴収、請求書を送って払って、年金ですから、年金から天引きですからね、低所得者のところには自分で払ってくださいという案内行くわけですね、そこが中心だと。それから、今、不納欠損の話が出ました。773万円、平成23年度は不納欠損をしたということですか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 23年度は不納欠損はしておりません。24年度の不納欠損でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 不納欠損額は幾らを予定しているのですか。

○議長（村山修一君） 支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 90万4,200円でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 次に、保険料を滞納するとですね、滞納者いるわけですから、利用するときに10割払い、それから、1割の利用料を3割に引き上げるというペナルティが現行制度であります。当町で、このペナルティを受ける該当者、受けている該当者はいますか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 現在のところはおりません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 全道的には、受けている方が相当数います。羅臼町がないということですから、よかったということなのですが、社会保障にペナルティがあるのは、世界中でも介護保険だけです。安心の介護という視点で考えると、ペナルティの解消は不可欠と申し上げておきたいと思います。

次に移ります。介護保険制度から要支援を分離することについてお答えがありました。町長お話しのように、現在検討中ということですから、動向を注視するというお答えでした。それでは、現行の介護保険制度の介護給付で、要支援者の介護給付の内容を地域包括支援センターとサービス提供の視点で、羅臼町ではどのように位置づけられているか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 現在の要支援者のサービスの状況の地域包括支援センターでの位置づけでございますけれども、地域包括支援センターで介護予防支援と言いまして、要支援者のケアプランを作成して提供をしている状況であります。サービス提供事業所は、町内の訪問介護事業所並びに通所介護、通所リハ事業所が主な提供先となっております。このケアプランの作成とケアプランの管理を、地域包括支援センターで行っているという状況でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ちょっと質問が正確でなかったようですが、私の質問が悪かったようですが、介護保険の給付は、要支援1、2と要介護1から5までで二つに分かれていますよね。要支援1、2の場合の介護サービス、この給付の関係ではどういうふうになっていますか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 要支援者の給付に関しましては、予防給付という扱いで提供をしております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 介護保険の給付を分類しますと、介護給付と予防給付に分けられる。それで、この予防給付は、今、課長補佐がお答えなったように、要支援者1、2、比較的、程度の軽い方というふうに位置づけられていますが、この方たちが対象です。この目的なのですが、これは違ったら違ったと言ってもらえばいいのですが、私の理解では、要介護状態になる前に支援をして重度化を防ぐ、すなわち、これを予防することにあるというふうに理解しているのですが、間違いありませんか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） そういうことなのですが、現在、厚生労働省が検討中とはいえ、この要支援サービスがこの介護保険制度から外れるとどういうことになるかと、こういうことなのですが、負担の増大が目に見えている羅臼町など、市町村がその受け皿となれるかどうかは現在不透明です。新聞報道なんかで言うと、費用の1割となっている医療者の自己負担がふえる可能性もあります。それからさらに、介護保険によるデイサービス利用者総数に占める要支援1、2の割合は、羅臼町は若干低いのですが、全道平均だと25.6%、26%くらいの方が、要支援者1、2の方がデイサービスを利用しているのです。ところが、羅臼町の場合は民間でやっていますから、そこからの収入がなくなるということの意味するわけですね。そういう意味では、経営の影響も大きいというふうに思われます。厚生労働省、政府の社会保障制度改革国民会議というのがあるのですが、これを検討しているところです。軽度の高齢者は、保険給付から市町村の事業に移行し、ボランティア、NPOなども活用すべきと実は提案し検討されています。私もホームヘルパーの資格持っていますが、要支援者は、必ずしも介護度が軽いものではありません、私の経験から言うと。この方たちを、ホームヘルパーではなくて、代がえでボランティアなどというのは、要介護者の人権を無視しているように思われます。羅臼町の65歳以上の介護認定者は約205名くらいいるはずですが、65歳以上の方が約1,400名ですから、15%の方が実は介護認定を受けていると。うち、要支援1、2の方は25名、約12%という数字になるのですが、実は介護認定を受けていない方もいますので、実態的にはもっと多いというふうに私は思います。老老介護、お年寄りがお年寄りを介護する、老障介護、お年寄りが障害の持っているお年寄りを介護するなど、深刻な実態を踏まえ、社会保障として介護保険を充実させる方向へ進むべきだというふうに私は考えています。制度がこれからはっきりしてきますので、その段階でまた同じテーマで議論したいなというふうに思います。

次に、低所得者のほうの問題に入っていきたいと思うのですが、介護保険料の区分、8

区分ですが、羅臼町の場合ですね、第1段階から第8段階までありますが、8段階へ行くほど、実は収入が、所得が多い方ということですね。だから、第1段階というのは生活保護の対象者と、こういうことになるわけですが、対象総数で1,398名いるということです。このうち、年間所得が80万円未満の人数が753名というふうに、先ほどお答えがありました。割合にすると、50%を超えていますよね。ということは、羅臼町の介護保険料を払っている高齢者、約1,400名のうち、80万円未満の所得しかない方が5割を超えているというのが実は羅臼町の現状なのです。80万円というと、月に約6万7,000円ということになるのですが、ただ、家族と同居をしているとか、こういう方もありますから、そう単純ではありませんけれども、単身の高齢者世帯、あるいは、老人世帯で年収80万円以下の方の生活は相当楽ではないなというふうに推察されます。

要支援、要介護者の受入施設の整備状況についてお答えがありました。現在あるのは、グループホームですとか小規模多機能ですとか小規模特養とか、それから、今回新しくできた実習館のところのサ高住、サービス付高齢者住宅ですね、こういうことになるのですが、80万円以下では実は入れません。月6万7,000円では行くところがないのです。この事実をまずしっかり押さえておく必要があると思います。

1点お聞きしますが、低所得で一番入れるのは特別養護老人ホームです。羅臼町だと小規模ですが、先ほど、入居申し込みされている方が15人、これは待機者という意味だと思うのですが、この羅臼町の小規模特養の入居状況、待機者15人ということですが、入居状況についてお答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） まず小規模特養です。5月末現在におきましては23名です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 小規模特養は定員29人のはずで、23人ということは、六つあいているのですか。六つあいているのに15人も待機者いるのですか。どういうことですか。納得できない。お答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 現在のところ、小規模特養につきましては、従業員の数が満たされておりませんので、本当は入れたいのですけれども、現在のところ、対応できる人数が二十二、三名ということでございますので、待機者が15名となっているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 運営問題で、入る人が入れないとか、さらに15人も待機者がいるなんていうことは、補助金を使って、あそこ、指定管理者になっているのかな、なっていないのかな、ちょっとわかりませんが、そんなもの納得できませんよ、指導責任ないのですか、町に。お答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） それにつきましては、議員御指摘のとおり、当町としても介護保険者として、ふくろうの郷には重々指導はしております。でも、皆さん御存じだと思っておりますけれども、従業員募集のチラシを出しても、なかなか集まらない事情がございまして、重々その辺も承知して、その都度管理者等とも打ち合わせをしながら、現段階で打ち合わせをしている状況にございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 運営管理の問題で、本来予定している人が入れないというのは、これはやっぱり幾ら理由つけてもだめですよ。待機者がいるわけでしょう、實際上。低所得者が入れるところはそこしかないわけですから。努力していることは理解しますが、さらなる指導を徹底をしていただきたいというふうに思います。

関連でお聞きますが、標津町の特養老人ホームはまなす、これも老人ホームですね、はまなすの定員数、入居状況と待機者、そして、先日、増床の計画があるというふうに聞いていますが、何床の増床計画があるのか、担当のところでおわかりであればお答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） まず、標津はまなす苑の定員数でございます。58名でございます。それから、現段階で待機者数は75名、それから、増床数につきましては、来月、検討委員会の発足がされる予定でございますので、増床数につきましては現在のところ未定でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私もちよっと事前に調べましたら、58の定員に対して58名入っているのですよね。それから、待機者数が75。ただし、標津町の場合はちょっと大きいので、町内だけでなく町外の方も恐らく結構入っているのかな、あるいは、入居を希望しているのかなというふうに思うのですが、ここで理解しておかなければいけないのは、羅臼町と標津町は、ほぼ人口規模は同じなのです。町外の方も入っているとはいえ、58のベッドがあるところでも既に70、町外の方もいるかもしれませんよ、希望している方が。羅臼町は29人中、管理がうまくいかないで六つもあいていて、さらに15。ここから描き出されるのは、当町の低所得の方たちが入る受け皿が完全に不足しているという事実なのです。このことを、まずきちんと押さえる必要があるのではないかなというふうに思います。ただ、きょう、あすつくるといっても、それは無理ですが、計画を立てる。中学校の問題ももちろんありましたけれども、実はこういう問題もあるのだということをおし上げたい。その上で、要支援になったり要介護になった方たち、今、その施設がないわけですから、この方たちが、もし、単身あるいは老人世帯で独立して暮らしているような方たちが、何かあったときに、一体、羅臼町はどうなるのだろうか。

実は、ことしに入ってから、私のところに4件相談がありました。生活保護の方です。

ちょっと病気になって、障害が残って、病院に入りました。当然、病院から出ていってくださいと言われるわけです。ところが、入るところがないのです。だから、これは一体どうしていったらいいのかなど。調べてみましたら、安くて入れるのは、やっぱり特別養護老人、あと軽費老人ホームというのがありますよね、ケアハウスとか何とかというやつですが、食事がなければ、月4万円くらいで入れるということですが、これは、ある程度自分でできる人でしょうね。

時間もありませんので、この問題については次に移りますけれども、地方自治法では地方公共団体の役割についてですね、住民の福祉の増進を図ることが基本だと明記していました。当町の実態は、今、るる申し上げたように、高齢者の福祉についてまだまだ不十分であり、早急に対策を講ずることが求められています。この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、いろいろとお話がありました、そのことに関しましては、特にそういう低所得者、あるいは高齢者という中での施設、最終的な、公営住宅も含めてなのですが、住宅施策ももちろん今後とも課題としてあるわけでありすけれども、今の福祉、介護、保健、医療も含めた包括ケアという形の中では、施設整備は確かに少ないというふうに思っております。したがって、人口が減少していくという一方で、では、高齢者が、その減少していく率でもって減っていくのかといたら、決して減っていく状況ではないと。恐らく私の推測では、それはある程度横並びというか、その数は、そう減らないだろうと。人口は減っても、高齢者の数はそう減らないだろうということを考えたときに、現段階でそういうことであるとするならば、これはやはり、今後、当然考えていかなければならないことであろうというふうに思っているところでございます。

それと、実際に施設に入居できるスペースがありながら、入れないという状況、これはやっぱりマンパワーの不足ということになってくるわけでありす。これは、介護のみならず、医療の専門分野においても同じでありますけれども、最初の開設時については従業員が確保できた状況でありましたけれども、実際に従業員がその後退職していくという状況の中で、今、こういう現在に至っているということでございますので、これについても先ほど課長からも答弁あったとおりでありますけれども、町としても、町民のためということを、いろいろなルールは別にしても、町民のためという大きな視点の中で今後考えていかざるを得ないと、いくべきだろうというふうに思っているところでございます。

それから、この介護制度のことにつきましては、いろいろと国でも検討しているところでございますけれども、私も町村会の町村長のメンバーの一員としていろいろ運動もしているところでありますけれども、特に介護保険制度の充実ということに関しましては、広域化の推進、特に市町村単位ではもう無理だという中で、都道府県単位ということも訴えておりますし、介護サービスの今言った基盤整備の問題であるとか、あるいは財政運営の充実であるとか、低所得者対策、加えて介護サービスの充実ということにつきまして、先

般も6月の段階で、自民党、そして民主党の国会議員、並びに関係省庁にも要望もしてきたところでありまして、これについては、北海道のみならず全国的な展開ということになっておりますので、今後も、これについては、羅臼町は羅臼町としての事情もありますけれども、こういう大きな流れの中で、では、羅臼町はどうあるべきかということも踏まえながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 町長のほうからまとめてお話がありましたので、ぜひ、そういう方向で進めていただきたい。待ったなしかもしれませんね。

次に移ります。羅臼町の雇用、産業政策の考え方をお伺いしました。産業活性化プランですとか、いろいろあるのだらうと思いますけれども、この産業活性化だとか産業政策とかというのは非常に重いテーマです。ただし、当町の人口減少を考えると、今お話しした福祉問題、そして、まちづくりの柱となる雇用、産業政策について、全体として問題意識の共有、あるいは問題提起が必要であって、このことの実践なしには人口減少を完全にとめることは無理かもしれませんが、恐らく、推計されているとおり、間違いなく推計されているとおり動いているわけでしょう。20年かそこらたつと、人口は半分になるという計画、20年ちょっとかな。これは、このことの実践なしには、もう、歯どめがかからない。

地方自治法、繰り返し言っていますが、第1条の2は、地方公共団体の役割を、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると規定しています。この前段の部分は、福祉の問題を言っているのだと。この後段の部分ですね、経済産業政策が、後段部分、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものの柱の一つと私は捉えています。

この地方自治法第2条では市町村の仕事を規定しているわけですが、都道府県が処理するものとされるものを除いて自治体のやるべき仕事を全て行うことと、こういうふうに書いてあります。つまり、市町村と都道府県の役割の違いは、仕事の分野、種類で分担しているのではなくて、市町村も都道府県も、福祉や教育、経済産業振興も全て、本来の仕事だと、こういうふうに私は理解するのですが、ここのところで共通認識がないと、産業の問題は民間でやることだからと、こうなってしまうのです。要するに、経済産業振興、雇用政策というのは自治体本来の仕事だと私は理解していますけれども、町長はどのように捉えているか、ちょっと簡潔にお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほども答弁したというふうに思っておりますけれども、一般的には国の行政として考えられてきたところでありまして、昨今における地方分権

一括法等々の改正によって、これはそれぞれの自治体で、その地域の、羅臼は羅臼の実情に合わせた形のそういう展開が必要であろうということでは認識しているところでございます。今、坂本議員おっしゃるとおり、産業は民間ということ、これは当然、民間が実際に動くことはありますけれども、その中であって行政としての役割が何なのかと、どうあるべきなのかと、大きなグラフでデザインを描きながら、どうその民間を誘導しながら地域の振興につなげていくかという大きな役割があるだろうというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 仕事をふやして雇用をふやすという役割は国の経済政策が非常に大きく絡みます。この国の経済政策とともに都道府県や市町村の仕事であって、自治体本来の仕事であります。この位置づけのもと、全国各地の自治体が地域の産業や雇用を守って、この少子高齢化社会に対応する地域産業を振興、発展させますというふうなうたい、具体的施策を実践し、成果を上げている先進例が数多く出ています。調べてみますと、共通しているのは、町長も先ほど幾つかのことをお話ししていただきましたけれども、この地域のアクションプランに基づく取り組みです。各分野ごとに計画されて、当然、追加したりやめたりということはあるわけですが、検討しながら進められています。

町長にもう一つお答えいただきたいのですが、全体として羅臼町の成長戦略、これを町長どのように考えているか、現在進行中のものもあるのかと思いますけれども、これについてお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 産業における成長戦略ということであります。これについては、我がまちの特性として、7割から8割方、基幹産業である水産業に依存、依存というか、基幹産業が主産業であるという状況に鑑みてみたときに、行政としてできる範囲と、あるいは漁業協同組合という産業団体、ここがやはり大きくここにかかわってくるということでありまして、特に漁業権の問題であるとかということにつきましては、町長の範囲の中に入っておりませんで、なかなかこの辺は難しいところがあると。北海道の許可であったり、いろいろな漁業権の問題等々も絡んでくるわけでありまして、今、漁業協同組合では、それらも含めたいろいろな対策なりを検討中であるというふうに聞いておりますけれども、この辺のことを、将来的に、今の人口の問題もあります。したがって、この漁業の規模の中で、私がここで言うべきことではないのかもしれませんが、どう、組合自体が再編成なり、そういう見直ししていくのかということも踏まえながら、そこの御意見を、御意見というか、その状況を見ながら、町としてどういう形でもってそこにかかわっていけるのか、いくべきなのかということを、組合のそういう取り組みの状況を見ながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 町長の若干踏み込んだお話もありましたけれども、私が羅臼町の

アクションプランの分野といいますか、これ考えると、町長言われたように水産業がやっぱり基本であります。自然、商工業、観光、福祉、医療、防災、自然エネルギー、そして教育という問題がテーマかと私は思いますが、経済産業政策を考えるときに、個々の問題ではなくて、自治体全体、全分野を見渡す広い視野、全面性が求められます。そのキーワードは、先ほど町長のお話の中で、連携が大事だというお話がありましたけれども、私は、連携と協力だというふうに押さえています。1次産業も、1.5次とか6次産業とか、加工、販売などと一体に取り組みなければもちろんなりません。中小企業対策、加工業などの連携と協力なしには成功しません。全体を通じて行政による支援策とその改善、このためには、やはりこの自治体が主たる責任を果たす必要がある。それを行ったり来たりさせながらブラッシュアップ、磨き上げていくというのかな、このことがきっと大事なのだらうと思います。福祉や医療も、まちづくり、地域振興と雇用の軸の一つとして位置づける。自然エネルギーや防災も同じです。全国の先進事例は、まさに先進的で、現場の必要性、地元の資源の活用を、その潜在能力、条件を踏まえて、国の制度にないものまで単独事業で積極的に創造、推進しています。そして、この成長戦略がなければ、先ほども言いましたけれども、羅臼町の人口は人口推計どおりに進行していくおそれがあるのではないかと、まちとして生き残れるのかと、私は強く思います。このことについて、町長もそういうお話でしたが、最後に町長のお考えをお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、坂本議員から、連携、協力という話がありました。これは当然のことながら、私はそこにプラス、協力する前に共有ということを考えていると思っています。連携するということに当たっては、まずその事柄なりを共有すると、その上で協力していくということに考えていきたいというふうに思っています。人口の減少という中では、今取り組んでいます修学旅行生の問題であるとか、あるいは、一般の人の、町外への入り込みを促進するとかという形の中で、これは観光とも結びつくわけでありますけれども、交流人口の拡大をしたいという中で、今まだ、では、即効性のあるものはなかなか出てきません。うちの場合、広い土地があるわけではありません。したがって、移住の方針も打ち出せないという状況もあります。しかしながら、今後、いろいろな空き家屋等が出てくるとするならば、そこで、短期間であっても、町外の人を一時的にでも、ここに住んでもらうとかという体験もしてもらおうと、そういうことも含めながら交流人口という形の中で進めてまいりたいと。いずれにしても、組合の問題につきましては、今後、さらに、先ほど言った連携、共有、協力という形の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。午後1時再開します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。本日は、3件10項目について御質問申し上げます。午前中に高島議員、坂本議員、関連して私の質問とかぶるところがありますので、その辺のあたりは午前中に説明を受けた部分もあると思われしますので、その辺は、午前中の意見を町長からもらっているところも加味しながら、一般質問させていただきたいと思います。

まず1番目に、基幹産業の漁業と関連企業への施策に関して4項目御質問をいたします。

まず、昨年来から昆布漁が大漁で、昆布の消費等で、いろいろと組合さんが方策を講じておりまして、今現在、羅臼町のPRとして昆布を全面的に売り出そうという意識で今動いているとお聞きしております。それによりまして、まず、昆布漁の前に漁獲減による漁業者の支援策を求められるが、町長の考え方を伺いたいということなのですけれども、これは、けさの漁獲量の報告にありましておおり、今年度は春の時期、昨年よりもホッケも確かに少し回復傾向に向かっていますけれども、調べたところによりますと、過去3年来、ホッケ漁につきましては、ちょっと減少、不足で、魚価高が推移して原材料の不足とか起こしているという状態であります。また、スケソウ漁につきましても、けさ、町長が漁獲量の報告にありましておおり、まだまだ回復の兆しが見えていないような状態です。確かに私たちの町は、130億、150億という水揚げが続いております。これは大変喜ばしいことなのですけれども、たまたま魚種によっては大漁のところもありますけれども、全般的に漁業経営を見ますと、町長が述べられたように、やっぱり漁協の収入の落ち込みが懸念されているところでもありますから、この辺の支援策があるかどうかをまず1点目に聞きたいと思います。

また、先ほど申しましたように、昆布製品の消費拡大についての対応策をお聞きしたいと思しますので、その辺が2点目として聞きたいと思します。

3点目なのですが、安全操業で、今、組合さんのほうでいろいろとやっていただいて、安全操業水域の中で漁獲量が、羅臼の組合の漁獲量に大きく反映しているのが事実のことと思します。その辺のあたりで少し陰りが見えている部分もありますので、この辺の有効利用等を踏まえて、何かの打開策があるのかどうかを聞きたいと思します。

以上3点に関連いたしまして、基幹産業であります漁業の関連企業が、大変今、いろいろな原材料の不足とか、いろいろなことで苦労していると聞き及んでおります。この辺のあたりの支援策があるのかどうかについて、この4項目について、まず一つ目の質問とさ

せていただきたいと思います。

続きまして、2番目の観光に対する施策についてなのですが、近年、クルーズウオッチングとかネイチャーウオッチングですね、クジラとかのいろいろなそういうような観光で、観光客が少しずつ伸びてきているということもお聞きしております。その点とかいろいろな観光の施策で、少しずつ世界自然登録遺産後に伸びていることを踏まえまして、3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目に、道の駅らうす周辺の整備について、また、観光客への新たな動線の施策はあるのかということにつきましては、前にも企画振興課のほうから、本町地区のほうで観光の広域とかいろいろなことを踏まえまして、新しいところを模索している最中であるということで検討していることを聞いております。それに続きまして、隣であります富士見町とか市街地地区への旅行客の流れ、もしくは、今前段で申し上げましたネイチャークルーズのように、港へ道の駅から流れてくる経路とかもあります。その辺あたりの動線の動きが若干変わってきているように思われるのですけれども、その辺あたりをちょっと、町長のお考え方を聞かせていただきたいと思います。

2番目には、少しずつふえてきている観光客への羅臼のアピールと対応、もてなしの心も含めますのですけれども、それはどのように考えているのかということも2点目として聞きたいと思います。

3点目は、本年、客船のにつぼん丸が羅臼に寄港すると伺っていますが、先ほど朝の説明でもありました、まちとしての対応と役割はどのようになっているのかということで、この3点につきましてお聞きしたいと思います。

続きまして、3点目に、羅臼中学校建設について。1番目には、羅臼中学校の設置場所につきまして、前段の、町長から、羅臼中学校の跡地に新設で建てたいという意向は聞きました、そういう形でお伺いしております状態でございます。

2番目には、中学校の教育施設に、機能ですね、この地域である中学校ですから、小学校と同等にいろいろな機能を持たせるということが可能な中学校になるかと思われま。町民に開放型とか、けさ、町長がおっしゃったように、防災に対する対応型とか、いろいろあるかと思えます。その辺あたりを2点目で聞きたいと思えます。

3点目につきましては、中学校の建設について、町民の意見や理解を今後どのように取り入れていくのか、この3点につきまして質問をお願いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 田中議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、基幹産業の漁業と関連企業への施策に関して4点の御質問であります。

1点目は、漁獲減による漁業者への支援策についてのお尋ねでございます。

初めに、過去10年の当町の漁獲量を見ますと、おおむね100億円以上の水揚げを維持しておりますが、ここ数年はイカの豊漁に頼るところが大きく、主要魚種のサケやホッケ、スケトウダラは減少傾向にあります。このような状況の中、特に刺し網漁業者には大

変厳しい状況となっております。このことから、沿岸資源の維持、増大と、有効活用が求められておりますが、町はこれまで、漁協の実施する各事業等を積極的に支援しており、また、スケトウダラ資源に壊滅的な打撃を与えていると思われるロシアトロール船の操業が依然として続いていることから、即時停止を求める関係機関への中央要請をオール羅臼で今後も町が主体となって実施してまいります。

2点目の昆布製品の消費拡大への対応策についてであります。羅臼ブランドの代表的な水産物である羅臼昆布は、過去10カ年、数量で300トンから500トン、金額で10億円前後で推移しておりますが、近年は価格の低迷が著しく、消費拡大対策が急務と思われます。町はこれまで、漁協と一体となって各種イベント等で羅臼昆布の魅力と商品のPRに努め、消費拡大に向け活動を実施してきましたが、これからも漁協、生産者とともに消費拡大の活動を積極的に支援してまいります。また、観光協会で実施している個人向けの観光ツアーや、昨年から受け入れている修学旅行では、市場の見学などとあわせ、漁港内の昆布倉庫の見学と昆布製品づくりの体験など、昆布に親しむメニューが生まれ、羅臼昆布のPRにつながっていると考えております。なお、このたび開催された知床開きでは、羅臼の食材を利用した料理コンテストで、羅臼昆布を使用することを条件とし、羅臼昆布のPRに一役買っており、また、漁協から提供された昆布製品を来客用として提供し、町としても、微力ではありますが、PRに努めております。

3点目の、安全操業や北方水域での有効利用等検討は行っているかとの御質問でございます。北方四島水域の安全操業は、平成10年10月より25隻で開始され、13年を迎え、現在に至っております。24年度はホッケ刺し網漁で20隻、スケトウダラ刺し網漁で16隻が、B水域と呼ばれる国後島及び択捉島の北側で、主にホッケとスケトウダラ、そして、混獲が認められているカレイやマダラ等の漁を行っております。北方四島水域の有効利用等の検討について考えられることとして、現在、主力のホッケやスケトウダラを初め、混獲で認められた魚種の割り当ての増と、新たに海面をふやすことなどが考えられます。前浜の刺し網漁が不振である状況を踏まえ、水揚げをふやす有効な手段と考えますが、いずれも、実施に当たっては、対ロシアに対する協力金の増額など、さまざまな課題があり、国、北海道との協議、また、根室管内1市4町、さらには8単協で組織する北方四島周辺海域操業対策協議会での調整など、クリアしなければならないことが多くあり、町としては地元漁協との連携を図り、協議会の動向を見守り、対応してまいります。

4点目の、漁業関連企業への救済施策についての御質問であります。水産加工業等の漁業関連企業への救済施策につきましては、中小企業振興資金融資制度として運転資金と設備資金1,000万円以内の貸し付けに対し、町で信用保証料及び利子の一部を補給する制度があります。そのほか、北海道等が中小企業に対して実施しております各種補助制度等がありますが、利用目的や利用条件があり、全ての企業が自由に使える制度ではありませんので御理解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、我が町は水産が主産業であり、漁業権を初め漁業資源の調整、漁家経営、漁協運営等につきましては、町行

政として関与できる内容は限られておりますが、漁業協同組合のさまざまな課題について可能な限りの対応をしております。

2 点目の、観光に対する施策について 3 点の御質問であります。

1 点目の、道の駅らうす周辺の整備と観光客への新たな動線についてのお尋ねであります。道の駅らうす周辺の整備については、一部関係者や団体と個別に事業推進の手だてを検討を重ねているところであります。ソフト面の取り組みでは、本町かいわいを活性化する会のメンバーが個別に事業展開を計画しており、飲食店組合との連携を模索しながら、周辺店舗での新たな商品の提供を検討しております。また、ハード面については、階段や動線、足場周辺の整備の手法や工事経費について資料を収集しておりますが、当該地区では今年度、居住環境の変化が見込まれておりますので、状況を踏まえながら、関係者、団体と連携を保ち、進めてまいります。観光客への新たな動線の施策についての御質問であります。現時点では道の駅に来館する観光客の滞留を考えるのが有効かと考えておりますので、他の施策については考えておりません。

2 点目の、観光客への羅臼のアピールと対応、もてなしの心等についての御質問であります。当町の観光につきましては、知床羅臼町観光協会を中心とした観光関係者の努力により、ホエールウォッチングがテレビや旅行雑誌、あるいは新聞等のマスメディアで紹介され、観光客の増加に大きく貢献し、羅臼の知名度アップにもつながっております。これまで課題でありました冬の観光につきましても、国内外からバードウォッチングを目的とした観光客が増加しており、平成 24 年度の観光客の入り込み数は、対前年比 105.6% となっておりますので、今後も引き続き知床羅臼町観光協会と連携を図りながら誘致活動を展開してまいります。私自身も羅臼町のトップセールスマンとして、より一層 PR に努めてまいります。

次に、おもてなしの心を持った対応につきましては、心のこもったサービスをすることによって、旅行者は安心して気持ちよく旅行を楽しむことができ、満足度が高まるものと思われまので、観光客と接する町民一人一人が意識を持って、それぞれの立場で適切に対応していかなければならないと考えております。

3 点目の、につぼん丸の対応につきましては、先刻の坂本議員に御答弁申し上げたとおりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、3 点目の中学校の建設につきましても、3 点の御質問をいただきましたが、先ほどの高島議員に御答弁申し上げたとおりでございます。なお、通告内容の範囲内でのお尋ねがあれば、お答えしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2 番（田中 良君） それでは、再質問をいたします。

まず、3 点目の羅臼中学校の建設についてなのですが、午前中の町長の答弁の中にも、今月の 26、27 日、町民に向けての説明会があるとお聞きしました。それも踏ま

えまして、町民からいろいろな意見を吸い上げることと思います。そういうときに、町長としては、どの辺のあたりまで町民の意見の周知をして、時期的に限られた時間しかないとは思われます、今後につきましても。どの辺のあたりまでの周知を考えているのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 私が今回示すに至った経緯の中で、いろいろと、各PTA、あるいは学校関係等々でいろいろな検討もしてもらった結果の中で、今、一定の方向を示させていただいているという状況でございます。あと残るのは、地域の住民であろうというふうに思っています。PTAの関係者も、全てではございませんけれども、役員の方々にも今まで協議に加わっていただいたということの中で、いろいろな意見集約があったということでございます。正式には、先般、議員の皆さんにもお知らせした後で、いろいろな町内のいろいろな団体等の会合がございました。特に総会関係があったのですが、その都度、この方向性についてはお話をさせていただいたところございまして、全町的には一定のこういう方向であるということは、ある程度知っていただいているのかなというふうに思います。その上で、今回、春松校区、羅臼校区という形の中で、全ての町民を対象にした説明会を行うということにしているところございまして、その中であって、先ほど申し上げました、先刻もお話ししました、町長としての方向性を示しているということになりますから、決してこれは決定事項ではございません。したがって、町民がこの後、それについていろいろなりアクションなり意見等、あるいは提言等があると思います。最終的にはそれを踏まえながら、町長として、当然、議会にも相談申し上げていくという手順で進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 町長から今答弁いただきましたとおり、私も確かに町長の意見は先般お聞きしております。それを踏まえて、町民の意向もまだまだいろいろな意向があるかと思われます。そういうことを十分配慮していただけるということなので、安心しております。十分町民の意見を吸い上げるような機会をつくっていただければありがたいと思います。

それと、もう1点ちょっと町長にお聞きしたいのですけれども、先ほど午前中の高島議員の質問に対しまして、防災機能を持たせた中学校というお話ししておりました。その辺について、防災機能を持たせるという私の認識上で言いますと、例えば、常時、役場職員がそこいなければならぬ可能性がある施設等が必要なのか、それとも緊急時のみ、そこに役場職員が集まるという防災組織、防災機能を持たせたものを考えていらっしゃるのか、その辺をまず1点を聞きたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 私が考えているのは、この学校を建設するに当たって、防災機能という形を考えているのは、例えば備蓄品の倉庫であったり、あるいは避難をする場合

に、いろいろな例えば段ボールにおいて区画をするような、それぞれ避難生活がある程度長引くとするならばそういうことも含めると、あるいは、体育館でいいのかも含めながら考えていく必要があると思っています。今、田中議員から御質問のあった、防災としての本部的な機能を持たせるわけでは決してないと。あくまでも有事のときにおける、そういう対応ができるような組織をこれから検討していきたいということで、今私が具体的に描いているものではございません。ただ、防災機能をそこに持たせられるものなら、ぜひそこに取り込んでまいりたいというような考え方でいるところであります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） なぜ今その辺を聞いたと言うことは、防災機能を、例えば私が前段に申したように、そこに防災本部、仮本部みたいな組織を持たせるということになると、多分、国からの補助が得られる施設等になると思います。そのかわり、いろいろな制限がかなり入ると思うのですよ。そういう施設でないということだけ、今、町長は、念頭に、そこまではないと、いわゆる備蓄品プラス避難所としての防災機能程度クラスだということ聞いた時点で、一安心というか、高台の位置に職員が集まるというのは到底大変難しい機能だし、そこへ果たして、日中であれば集まれるけれども、夜なら集まれるのかという、集合する場所にもちょっと制限が出るのかなと。そういうことを踏まえすと、やっぱりうちの庁舎あたりも、高さ、この庁舎も結構ありますから、大概のものには対応できると思います、この庁舎も。決して低い場所にあるわけでないですし、3階建ての庁舎ですから、それなりの対応はできると思います。その辺聞いて、ちょっと安心しました。

続きまして、基幹産業の漁業に関してなのですけれども、先ほど、4点目の関連企業への救済措置、施策につきまして、町長は、うちの町では1,000万円程度の資金の応接の利子補給とかいろいろなものを行っているのですよというお話をさせていただきました。それはもう私も調べさせてもらって、いろいろと使える人が使う形で使わせてもらっているということはある。ただ、今、そういうのはもう、去年、おとしあたりから町長がずっと気になってやってくれていることなのですけれども、実際に今、羅臼町の漁業形態で言いますと、羅臼という、中堅、大きいところはある程度大丈夫なんでしょうけれども、やっぱりもう少し小さな加工業をやっている人方のところをちょっと救済できるような、新しい施策等をちょっと検討していただければありがたいかなと思われるので、これは別に返答は要らないので、一つその辺のあたり、うちのまちの企業体、必ずしも大きな加工屋さんばかりではないので、ほかから見たら、やっぱり中小企業に近い小さな加工屋さんが多いので、ぜひその辺のあたりも配慮しながらしていただければありがたいと思います。

あと、3番目の安全操業につきましては、先ほど町長も説明にありましたとおり、正直、羅臼の安全操業というのはB海域でやっております。B海域の中で、今ぎりぎりの中でやっております。海域を広げるということはすごく難しいことだと思います。ただ、

今、混獲で認められているものが、お願いすれば、もしかしたら専獲になるのかなど。いわゆるスケソウ、ホッケ、それに例えばタラを加えるとか、ちょっと魚種の専獲、多分負担金もふえるかと思われるのですけれども、ちょっとその辺の魚種の変更等とかを協議会の中でお話ししてもらいながら、これは町長ばかりではなく組合も一丸となってやらなければならないことだと思いますけれども、ひとつその辺のあたりも検討していただければありがたいと思います。これはお答えは要らないので。

あと、2番目の昆布製品なのですけれども、実は町長がおっしゃったように、昆布漁はこの近年、少し確かに漁獲量は上がっております。ただ、昆布倉庫に在庫を抱えている昆布も確かにあります。この辺の消費拡大を組合さんも検討して、今一所懸命昆布をPRして売ろうということで取り組んでいることと思います。町長は何かにつけて昆布製品を持って陳情に上がってもらったりしてくれて、おつまみ昆布とかそういうものをPRしてくれたりしていることはお聞きしております。そういうことを踏まえましても、何か町と一緒に考えられるような施策がないのかなと思ひまして、その辺ひとつ、町長からお答え願えればありがたいと思いますけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 田中議員の御意見というか御指摘というか、ごもっともだと思ひまして、今、それぞれの昆布消費拡大という中で、それぞれ昆布部会を中心に、あるいは漁業協同組合と、あるいは土産品、商店と、それぞれがそれぞれの販売ルートなりでもって、実際にそういうPR活動なり消費拡大に努めているということではあります。しかし、これをオール羅臼としてやる必要性も一つあるのかなということ実は考えているのです。まだ組合のほうにそのことを言っているわけではございませんけれども、あくまでもこれは組合が中心となってやってもらわなければなりませんけれども、その中であって、町がどういう役割を果たすべきかということも踏まえながら、私自身は、こういうそれぞれの、今前段に言ったことはこととして、もっとう、それだけ倉庫にあるとするならば、もっとオール羅臼の形でもって、いろいろな、道内外、あるいは海外に向けて昆布ということを発信できないかと、消費拡大に向けての取り組みはできないのかと、すべきでないのかということ今思ひまして、この後、この辺については本当に時間かけられる状況ではありませんので、考えて検討していきたいなというふうに思ひます。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ検討を期待しております。私たちも、協力できるところは協力したいと思います。とにかく昆布に関しましては、昆布の青年会とか親部会も一所懸命頑張っております。ただ、彼らの範囲内で動ける場所というのは限られています。やっぱりこういうときこそ、まちが一丸となって、町長がおっしゃるようにPRに努めないと、物が動かないと思うのですよ。それが一つの、町長、先ほど前段で申したとおり、もてな

す心というのが、物を一つ売るということがどういうことかということが、皆さん、そういう中で経験していただければ、大変、羅臼に観光客が来ても十分対応ができるような形になると思われしますので、ひとつ期待したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目に、観光に対する施策につきまして、1番目の道の駅の周辺の整備については、町長がおっしゃったとおり、本町かいわいあたり、少しずつ前向きな形で停留させるように形は見えてきていますが、やっぱり町長おっしゃったとおり、民家が混じっていると思うようには進まないというのが現状でございます。その辺のあたりで、先ほど申したとおり、クジラウオッチングとか観光船が、ことし、利用者が物すごくふえております。私たちが見ている、道の駅から動線的に羅臼漁港へ向かうに当たって、実は道路上でいきますと、本町の信号のところまで行かないと道路横断できません。この辺のあたりを、やっぱり町とすれば、迂回させるのはいかがなものかと。やっぱり心ない観光客の人がそのまま横断したり、あと、ちょっと危険な状態になっているケースも見れますので、その辺のあたりをちょっとどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 本町の活性化ということで今取り組んでいるわけでありましてけれども、これはあくまでも、今、田中議員おっしゃるとおり、そこに住む住民がいると、住宅があるという、混在しているという状況の中で進めていかなければならないということでありまして、町として、あのまち、地域全体をどうするというのを、決して一方的に描くべきではないというふうに思っています。みずからそこに住む人たちが、にぎわいのためにどういう形にしたらいいのかということで、今、本町かいわいを活性化する会ということで設立して取り組んでいただけることについては大変ありがたいと思っております、そこに町がいろいろな形でもって支援なりアドバイスなり、あるいは、状況によってはかかわっていかなければならないというふうに思っているところでありまして、その一つとして、今御指摘のあった、道路のそういう横断等の問題、特に道の駅については、インとアウトが1カ所ずつしかない、片方、片方ということになっておりますので、そういうことも考えると、交通安全上の問題もあります。これについては、今お話にあったことを踏まえて、現場等においていろいろな方策がないのか検討してまいりたいと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、検討のほうを早急にさせていただきたいと思っております。それにかかわってなのですけれども、うちのまちのあたりで見ますと、道の駅は結構な情報の発信量を持っています。いかんせん、周りのところで、案内板とか、いろいろな動線を引っ張っていくための御案内のいろいろなものが不足しているような気がするのですけれども、そういうような感じで、観光客に羅臼町に来てもらったら見てもらう場所というのは、やっぱりその辺は観光協会等とかいろいろな関係団体とお話ししながら、いろいろな

ものの施策がもう少し必要でないかと思われるのですが、その辺のあたりはどのようなふう
に考えておりますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 車で通行して、動いている状況の中での案内看板ということだ
というふうに思います。道の駅の中では、かなり詳細に案内をしているという状況でござ
いますけれども、路外におけるそういう案内看板が足りないのかなということも踏まえな
がら、観光協会等の意向も聞きながら、この件については対応してまいりたいというふう
に思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、その辺のあたり車で来る人もそうですけれども、実際に歩
く人方もちょっと案内不足の部分もあります。町民の中では、観光案内人を買って出たり
している人方もいると聞いていますので、いろいろな施策をしながら町民でも動いている
人方がいます。釣り部会のほうも、いろいろな釣り客の導入のためにいろいろな施策をし
てくれたり何だりしているということもありますので、全般的にそういうものをあわせな
がら、ましてや、うちは、このとおりに駐車スペースも狭いですし、有効利用を考えます
と、やっぱり組合さんとかいろいろなところの空き地というか、空間の土地を利用しなが
ら車をとまれるような状態で進んでいっていけるように施策を組んでいただければありが
たいなと思います。

続きまして、本年、につぼん丸が羅臼へ来るということで、先ほど午前中に坂本議員に
お伝えしております。この辺のあたりで羅臼、につぼん丸というのは2万トン以上あるの
で、港に岸壁には接岸できないと多分思われます。沖どまりの形になると思われま
すので、この辺のあたりで町長として、観光客が、先ほど言ったように、300人と乗務員が
200名程度、全員おりないにしても、400名近くの者が羅臼町において滞在するわけ
ですから、この辺のあたりで、先ほど四つのプランがありますとお聞きしました。四つ
のプランのほかに、やっぱり先ほど坂本議員が言ったように、プランに参加しない人で、ま
ちの中で滞留する人方もいると思います。

それ1点と、もう1点、それだけの人数が3回ほど来ます。今回初めて寄港するという
ことなので、今後につきまして客船が来る可能性が釧路港みたくふえる可能性があると思
われるのですよね。その辺のあたりで、今回が大変大事なことなので、羅臼として関係団
体に声をかけて何かのPR活動をする意識があるのかどうかということをちょっとお聞き
したいのですけれども。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（川端達也君） 具体的には、先ほど町長のほうから申し上げたと
おり、知床観光協会、それから商工会、漁協と検討してまいりますけれども、今考えている
ことにつきましては、オプションルツアーと、飲食店コーナーのテント販売ですとか物産

展のテント販売ですとか、そういったことを検討して、町内で上陸された方々にスムーズに観光ができるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほどの坂本議員のほうからもお話の情報があったように、小樽市での取り組み等もございます。何しろ私のまちとしては初めてのことであります。したがって、今回のこのにつぼん丸の入港が、今後につながるような形でなければならないというふうに思っています。今回の参加に限らず、につぼん丸に限らず、今後そういう形でもって羅臼に来ていただけるような取り組みをしなければ、今回の結果いかんによっては、そういうことがつながるかつながらないか、非常に大きな節目になるのかなというふうに思っていますので、その辺について十分今言った関係団体と協議しながら進めてまいりたいというふうに思っています、今この段階で具体的にどこまでどうということには申し上げられませんが、いろいろな先進地の事例も参考にしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、検討のほうを十分にさせていただきたいと思います。もう8月の末なので、時間的余裕がかなり厳しいかと思われま。時間的にもう2カ月足らずしかありませんので、ぜひ検討の段階のほうは早目に動いていただきたいと思います。あと、せっかく客船が来るので、ぜひお願いしたいのは、につぼん丸の見学をぜひ入れていただきたいなと思います。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（川端達也君） 見学につきましては、町のほうから要望を出すことによって見学は可能だと言われておりますので、どういったような形で見学するかを含めて検討しながら要望していきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 一つそのときをお願いがあるのですけれども、ぜひ、羅臼町のみならず、近隣の、周りの市町村を巻き込むような動き方をさせていただければありがたいと思います。魅力ある羅臼というまちに客船が入る前例ができますと、この後、日本の客船ばかりではなく外国の客船も入る可能性が出てきます。ここは意外と深さありますので、沖で停泊する分にはかなりの大きなものがここに入ってくる可能性がありますので、いい前例ができますと、今後の観光誘致につながる可能性もありますので、ひとつ頑張りたいと思います。

続きまして、先ほど町長が言った羅臼のアピールと対応について、うちの町長はトップセールスマンということで、常々、羅臼のPRをしていただいていることに、まず敬意を表したいと思います。それにあわせて、先ほど町民全員がもてなす気持ちを持たなければだめだというお話、町長、おっしゃってございました。ぜひ、町民にそういうようなこ

とを発信する場所を、もう少し町民に向けて、絶えず町長は言っているのですけれども、これはみんなでやらなければならない話なので、町長ばかりの話ではないので、ぜひその、もてなすということを、きちんと町民に伝えられる場所をつくっていただきたいと思うのですけれども、それに対してはどうお考えを持っていますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 言葉では簡単に、今おっしゃるように、もてなしという言葉を使うのですけれども、いざ実際に、では、それが町民にどう浸透して、どう実践していただけるかということは、なかなか日々の生活の中で、このことについては培っていかねばならないことであろうというふうに思っています。これは長い目で見ると、教育的な観点も一つここにあるのかなと。小さいときからのそういう気持ち、心の持ち方ということも一つ大きく左右するのかなというふうに思っています。翻って考えてみますと、私も、旅行したときに、自分の目的で行かない部分で、何か町民と接したときに、その町民の対応次第によっては、非常に、後からよかったなという気持ちというか、そういうことになるということも踏まえると、やはり観光業とする方々だけのみならず、それはもちろんのことですけれども、それ以外の一般の町民の人が来訪者にどう接するかというのは、非常に羅臼のイメージとかにつながってくるし、観光あるいは交流人口の増大につながってくるのだらうというふうに思っています。したがって、今、田中議員がいろいろおっしゃった、そういう場を持つということについては、場の設定の仕方がどういう場がいいのか、どういう形がいいのか、なかなか今ここで即答はできませんけれども、今言われた趣旨、十分理解いたしましたので、それを踏まえながら、今後、また検討検討ということばかりで恐縮ですけれども、意を体して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、頑張ってくださいと思います。もてなす気持ちの一つとして、やっぱり町民が自分のまちに誇りを持ったり、好きな場所を聞かれたときに言える町民でないと、多分、町長がおっしゃったように、ほかのまちに来たとき、あそこ紹介されてよかったなという気持ちには絶対ならないと思います。どれか一つでもいいのです。やっぱり羅臼町のいいところを町民が勉強してもらってというか、誇れるものを持つと、絶対、観光客というのは、来た人方というのは、羅臼にもう一度来ようと思う気持ちもあります。特に今、町が一所懸命やろうと思っている修学旅行の受け入れにつきましても、その子どもたちが10年、15年後、大人になって結婚したときに、もう1回羅臼町に来たいという気持ち持ってくれる子が1割、2割いてくれると、彼らガリピーターになります。そして、羅臼にまた来てくれるという形になりますので、ひとつ皆さんも、それも町長が今おっしゃったとおり、やっぱり皆さんでこれはやらなければならないと思います。私たちも頑張りますので、ひとつ協力のほう、よろしくお願ひしたいということで、私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（村山修一君） これで、田中良君の質問を終わります。一般質問を終了します。
ここで、午後 2 時 1 0 分まで休憩します。午後 2 時 1 0 分再開します。

午後 1 時 4 0 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第 6 報告第 5 号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第 5 号繰越明許費繰越計算書について、また、この後提案が予定されております議案第 3 5 号から 3 9 号につきましては、副町長以下それぞれ担当職員をして説明いたさせますので、御審議、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の 1 ページをお願いいたします。

報告第 5 号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 4 年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したもので報告するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

平成 2 4 年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2 件ございまして、1 件目は 3 款民生費 1 項社会福祉費、春日町福祉館補修事業 2 2 6 万 6, 0 0 0 円。翌年度に繰越額は 2 2 6 万 6, 0 0 0 円。財源内訳として、未収入特定財源 2 2 6 万 5, 0 0 0 円、一般財源 1, 0 0 0 円。

7 款土木費 2 項道路橋りょう費、道路ストック総点検事業 3 2 7 万円。翌年度繰越額 3 2 7 万円。財源内訳は、未収入特定財源 2 1 2 万 5, 0 0 0 円、一般財源 1 1 4 万 5, 0 0 0 円。

合計、翌年度に繰り越す額 5 5 3 万 6, 0 0 0 円。財源内訳、未収入特定財源 4 3 9 万円、一般財源 1 1 4 万 6, 0 0 0 円。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日に作成をいたしてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑終わります。

これから、報告第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第35号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第35号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の3ページをお願いいたします。

平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億5,404万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

14款道支出金、1,300万円を追加し1億3,943万7,000円。2項道補助金1,300万円を追加し5,274万円。

16款1項寄附金、8万円を追加し623万7,000円。

18款1項繰越金、551万6,000円を追加し678万6,000円。

19款諸収入、240万円を追加し2,760万8,000円。4項雑入、240万円を追加し2,667万円。

歳入合計、2,099万6,000円を追加し34億5,404万6,000円。

歳出でございます。

2款総務費、590万9,000円を追加し6億2,000万1,000円。1項総務管理費、248万円を追加し5億5,765万7,000円。4項選挙費、342万9,000

0円を追加し1,383万円。

3款民生費、1,362万7,000円を追加し4億2,353万2,000円。1項社会福祉費、1,362万7,000円を追加し3億3,069万3,000円。

4款衛生費、146万円を追加し5億8,907万5,000円。1項保健衛生費、146万円を追加し2億3,280万円。

歳出合計、2,099万6,000円を追加し34億5,404万6,000円。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入です。

14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金、1,300万円の追加でございます。介護施設に係る防災改修等整備特別対策事業の交付金でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、8万円の追加でございます。それぞれ、知床羅臼まちづくり基金に善意の寄附でございまして、医療、保健、福祉に3件3万円、中学校改築に1件5万円でございます。

18款1項1目繰越金、551万6,000円の追加でございます。財源調整のために、前年度繰越金に求めているものでございます。

19款諸収入4項3目雑入、240万円の追加でございます。コミュニティ助成事業の助成金の決定によるものでございまして、共栄町町内会の備品購入事業に交付するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の説明でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、8万円の追加でございます。歳入で申しあげました、知床羅臼まちづくり基金につきまして積み立てるものでございます。7目自治振興費、240万円の追加でございます。コミュニティ助成事業の助成金でございまして、共栄町町内から申請のありました会館の備品が決定になったということの追加補正でございます。4項選挙費2目参議院議員通常選挙費、342万9,000円の追加でございます。大きくは自書式投票用紙の分類機の購入代金でございます。選挙の開票作業の迅速さ、あるいは時間短縮、人員の削減を図るために分類機を購入するものでございまして、それに伴うデータベースあるいは手数料の経費を追加したものでございます。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費、58万6,000円の追加でございます。これにつきましては、「海岸町南へき地保健福祉館」の老朽化による屋根板が剥がれ落ちたため補修をするものでございます。3目老人福祉費、1,300万円の追加でございます。介護基盤の緊急整備特別対策事業費でございまして、グループホームしおさい、小規模多機能の家しおかぜ、それぞれ、避難路の増設、あるいは自家発電のシステムの導入に補助するものでございます。10ページをお願いいたします。7目の特別会計繰出金の4万2,000円。11ページで説明をさせていただきます。介護保険事業の特別会計

に繰り出すものでございまして、介護給付費増に伴う一般会計の繰り出し分でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、120万円の追加でございます。負担金でございまして、このたび鉏路孝仁会記念病院の看護学校に羅臼出身の生徒1名が入学をいたし、この医療技術者の修学資金の申し込みがあったものでございます。1名分でございます。3目環境衛生費、26万円の追加でございます。これにつきましては、墓地の建立予定なしということで、1町民から返還の申し出がございましたので、このものを返還いたすものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第35号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第35号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第36号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第36号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,907万5,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」に定めております。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金、8万6,000円を追加し1億715万6,000円。1項国庫負担金、6万8,000円を追加し8,148万円。2項国庫補助金、1万8,000円を追加し2,567万6,000円。

4款1項支払基金交付金、9万8,000円を追加し1億2,451万5,000円。

5款道支出金、4万2,000円を追加し5,873万円。1項道負担金、4万2,000円を追加し5,678万7,000円。

7款繰入金、4万2,000円を追加し7,750万4,000円。1項他会計繰入金、4万2,000円を追加し6,870万4,000円。

10款町債1項財政安定化基金貸付金、7万2,000円を追加し887万2,000円。

歳入合計、34万円を追加し4億4,907万5,000円。

続きまして、歳出です。

2款保険給付費、34万円を追加し4億2,548万円。4項高額医療合算介護サービス等費、34万円を追加し146万3,000円。

歳出合計、34万円を追加し4億4,907万5,000円。

続きまして、第2表、地方債補正。

変更でございます。起債の目的は、財政安定化基金貸付金でございます。表の右側の補正後でございます。限度額887万2,000円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

15ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入です。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、6万8,000円の追加。2項国庫補助金1目調整交付金、1万8,000円の追加。

続きまして、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、9万8,000円の追加。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、4万2,000円の追加。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、4万2,000円の追加までにつきましては、この後、歳出で説明いたします介護サービス費の増額に伴うルール分をそれぞれ計上しております。

10款町債1項1目財政安定化基金貸付金、7万2,000円の追加につきましては、本来であれば、第1号被保険者の介護保険料にルール分を財源として求めるところでござ

いますが、本年度予算において、基金の取り崩しと財政安定化基金貸付金で予算計上していることから、今回の補正予算も財政安定化基金貸付金に財源を求めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出です。

2款保険給付費4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費、34万円の追加につきましては、高額医療合算介護サービス利用者の増によるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第36号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第36号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第37号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第37号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の19ページをお願いします。

議案第37号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

20ページをお願いします。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、福島復興再生特別措置法の改正により、羅臼町町営住宅設置及び管理条例で引用している同措置法の条項にずれが生じたためによる改正でございます。

第6条中第20条第1項を第29条第1項に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料としまして、別冊の参考資料 1 ページ、資料 1 に新旧対照表を載せておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑終わります。

これから、議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 37 号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 9 議案第 37 号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 38 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第 10 議案第 38 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の 21 ページをお願いいたします。

議案第 38 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更するものであります。今回の規約の変更は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に北空知圏学校給食組合が加入することとなったことによる規約の変更です。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更する。

別表第 1 に北空知圏学校給食組合を加える。

附則として、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑終わります。

これから、議案第38号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第39号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○議長(村山修一君) 日程第11 議案第39号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 議案の22ページをお願いいたします。

議案第39号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更するものであります。

今回の規約の変更は、北海道市町村総合事務組合に北空知圏学校給食組合が加入することとなったための規約の変更です。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次のように変更する。

別表第1中、空知総合振興局(34)を空知総合振興局(35)に改め、「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中、「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑終わります。

これから、議案第39号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第39号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第12 発議第6号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第6号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年6月20日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員佐藤晶、同じく坂本志郎、同じく田中良。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書。

我が国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人もの肝炎患者が亡くなっている。「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「C型肝炎救済特別措置法」という。）」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「B型肝炎特別措置法」という。）」が成立し、裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。しかし、カルテや明確な証明が必要なため、裁判に出して救済されるのはほんの一握りにすぎない。

また、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済の仕組みがない。肝炎治療費への十分な支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるを得ず重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、

いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国においては、肝炎対策基本法に基づいて、B型・C型肝炎患者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記。1、肝炎対策基本法に基づき、B型・C型肝炎の患者に対して健康手帳や支援金を、これらの肝炎による死亡者に対して一時金を支給するなど、救済に必要な法整備、予算化を進め、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準の改善や、経済的負担の持続的な軽減を図ること。

2、「B型肝炎特別措置法」については、母子手帳や予防接種台帳以外の記録や患者、家族の証言、証明などにより集団予防接種が原因と見られる患者を幅広く救済できるよう、弾力的に運用すること。

3、「C型肝炎救済特別措置法」については、カルテ以外の記録や患者、家族の証言、証明などにより、特定血液製剤を使用した可能性のある患者を幅広く救済できるよう弾力的に運用すること。

4、治療薬、治療法の開発や治験の迅速化を図るとともに、肝炎ウイルス検査の徹底と診療体制の充実を進め、早期発見、早期治療につながる施策を充実させること。

5、B型・C型肝炎に対する偏見や差別の解消を図り、肝炎の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年6月20日。北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 発議第6号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第13 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第13 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎日程第14 議員派遣の件

○議長(村山修一君) 日程第14 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修及び羅臼町議会議員道内行政視察の内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(村山修一君) お諮りします。

町長から、議案第40号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

4番高村和史君。

○4番(高村和史君) 今回、町長から今上程されました職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、このことにつきまして、一言意見を述べさせていただきます。

組合のほうからもいろいろと聞いておりましたから、何回も、数回にわたり交渉して、今議会に何とか紳士的な形で上程させたいという気持ちが伝わっております。ですけど、今回、まだ職員間との妥結がなされていないことに関しまして、一言意見を述べさせてい

ただくとともに、反対の意見を言わせていただきます。

今回のこの国の強制による賃金削減提案、地方自治の本当に根幹を揺るがすものであります。全国の市町村も大変困惑し、一斉に反発していました。脇町長も、道新のインタビューで反発姿勢をしていたことが大変記憶に新しい限りでございます。ただ、このことに関しまして、先般、総務大臣の諮問機関であります地方財政審議会からも、地方公務員の給与は地方公務員法に定める給与決定の諸原則は、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で条例で定められるものであるとともに、その削減については、意見を十分に聞いて慎重に対応すべきであるということが、先般の地方財政審議会の見解でもありません。

今条例上程については、労使が交渉妥結をもって議会に上程させることが一番大事な、紳士の要素と、要因とも考えられます。議会においても、この案件につきましては、各常任委員会でも、この議案審議の時間も全くなく、議会としての対応ができなく、この案件の追加議案については反対をするものでございます。

終わります。

○議長（村山修一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ただいま、異議がありますので、本件は起立によって採決します。

議案第40号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立ありません。

したがって、議案第40号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員